



総務省

ブロードバンドユニバーサルサービス及び 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法の 一部を改正する法律について

令和 7 年 9 月
総 務 省
総合通信基盤局

1. ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の概要
2. 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律について

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の概要

- ✓ 人口減少に伴う採算性の悪化や離島・山間地等の地理的条件により、光ファイバ基盤の維持が今後課題となることを踏まえ、令和5年6月16日施行の改正電気通信事業法等により、第二号基礎的電気通信役務（ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス。以下「BBユニバ」という。）制度を創設

BBユニバの対象^{※1}



- ① FTTH
- ② CATVインターネット（HFC方式）
- ③ ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）

※1 下り名目速度30Mbps以上のものに限り

- ・HFC（Hybrid Fiber Coaxial）方式は、幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式で、このうち上り名目速度10Mbps以上のもの
- ・ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）は、固定通信サービス向けに専用の無線回線（例：地域BWAやローカル5G）を用いて提供するもの

交付金

負担事業者^{※2}から徴収する負担金を原資とする交付金を支援対象事業者^{※3}に対し交付することで、不採算エリア（支援区域）におけるBBユニバの提供に要する維持管理費用の一部を補填

事業者規律

BBユニバ提供の電気通信事業者^{※4}に一定の規律

- ・契約約款の作成、届出義務
- ・約款に基づく役務提供義務 等

※4 支援対象事業者又はBBユニバの契約数の合計が30万を超える電気通信事業者

総務大臣

③ 交付金額等
認可申請

④ 認可

支援対象事業者^{※3}

支援区域で
BBユニバを提供

① コスト算定のための
基礎データの算出

② 資料届出

交付金・
負担金額
の算定

交付金・
負担金額
の確定

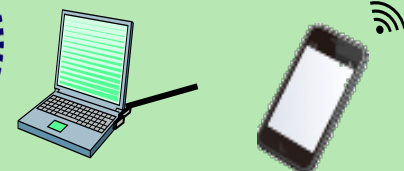
基礎的電気通信
役務支援機関

TCA 一般社団法人電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association

⑤ 負担額通知

負担事業者^{※2}

（固定・携帯ブロードバンド事業者）



⑥ 負担金納付

⑦ 交付金交付

※3 第二種適格電気通信事業者という。一定の世帯カバー率を満たす等した上で申請に基づき総務大臣が指定

※2 前年度の電気通信事業により生じた収益額が10億円を超える事業者。
各負担事業者から徴収される負担金額は、当該事業者の前年度の電気通信事業における収益額の3%が上限

BBユニバ制度に関する役務の範囲（イメージ）

「高速度データ伝送電気通信役務」（法7条二）

「その一端が利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備であつて、符号、音響又は影像を高速度で送信し、及び受信することが可能なもの（専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備として総務省令で定めるものを除く。）を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務」のこと（法7条二）

・ISP接続 「専らインターネットの接続点間の通信の用に供する電気通信設備」（省令14条の4）を用いて提供されるサービス

除外

第二種負担金の算定に関する役務

「第二号基礎的電気通信役務」

- ・FTTH
- ・CATV（HFC方式）
- ・ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）
（法7条二及び省令14条の3①）

- ・CATV（同軸方式）
- ・ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）
- ・DSL
- ・FWA
- ・携帯電話・PHSアクセスサービス（3.9～4 G、5 G）

- ・ローカル5 G
- ・BWA（自営等除く）
- ・公衆無線LAN
- ・衛星アクセス

（注）下り名目速度1Mbpsに満たない役務は対象外とする

卸先役務 「専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務」（省令40条の7の2一）

専用役務、閉域網通信、IoT端末との通信に用いるサービス

- ・フレームリレーサービス・ATM交換サービス・自営等BWAアクセスサービス
- ・IP-VPNサービス・広域イーサネットサービス・専用役務
- ・通信モジュール※向けに提供する電気通信役務
※特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう
（省令40条の7の2二）

仮想移動電気通信サービス

（省令40条の7の2二）

アンライセンスLPWA

音声伝送役務等

- ・加入電話（ダイヤルアップ接続を含む）*
- ・総合デジタル通信サービス（ISDN）*
- * 音声伝送役務かつナローバンド通信であるサービス

- ・中継電話
- ・国際電話等
- ・公衆電話等

- ・携帯電話
- ・PHS
- ・IP電話

- ・ワイヤレス固定電話
- ・衛星移動通信
- ・FMC

- ・付加価値サービス
- ・インターネット関連サービス
- ・ドメイン名電気通信役務

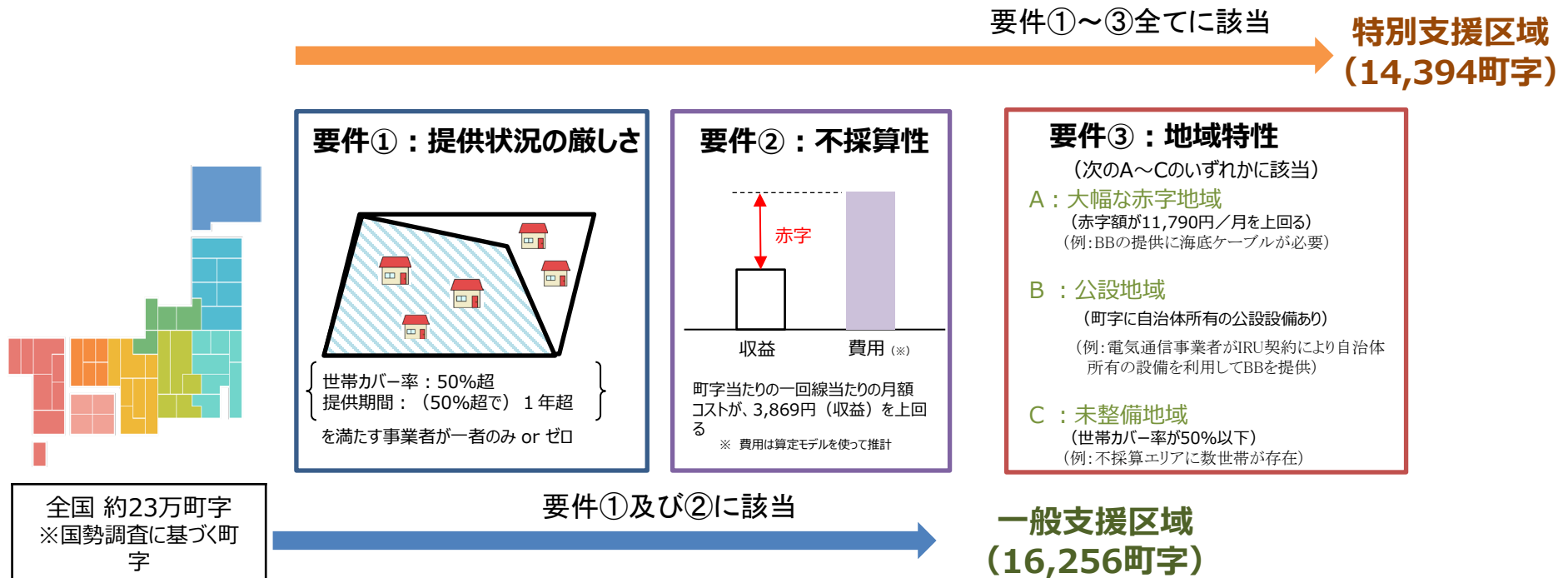
- ・電報
- ・その他

B Bユニバ制度における「支援区域」の指定 ①

4

- ✓ 直近の国勢調査に基づく全国約23万町字（例：▽▽一丁目）の中から、毎年、対象事業者から総務省に報告される、町字ごとの「回線規模報告」を踏まえ、①提供状況の厳しさ、②不採算性、③地域特性の3つの要件を基に、総務大臣が「一般支援区域」と「特別支援区域」となる町字を特定
- ✓ これらの「一般支援区域」と「特別支援区域」を、交付金の算定対象となる町字として指定・公表
- ✓ 令和6年度は合計30,650町字（「一般支援区域」が16,256町字、「特別支援区域」が14,394町字）を指定
- ✓ なお、今後毎年、総務大臣は指定替え、指定解除等を行い、公表することになる

一般支援区域＋特別支援区域の合計：30,650町字



注：要件①又は②に該当しない町字は支援区域とはならない

(参考) B Bユニバ制度における「支援区域」の指定 ② (東海地域の一部を抜粋)

5

第二号基礎的電気通信役務一般支援区域

令和6年12月6日指定

岐阜県

KEYCODE	市区町村名	大字・町名	字・丁目名	KEYCODE	市区町村名	大字・町名	字・丁目名
212022120	大垣市	上石津町奥		212031450	高山市	荘川町猿丸	
212022160	大垣市	上石津町上原		212031470	高山市	荘川町町屋	
212022200	大垣市	上石津町西山		212031480	高山市	荘川町野々俣	
212022230	大垣市	上石津町時山		212031490	高山市	荘川町中畑	
212022240	大垣市	上石津町上		212031500	高山市	荘川町牧戸	
212022280	大垣市	上石津町細野		212031510	高山市	荘川町牛丸	
212030780	高山市	滝町		212031520	高山市	荘川町若瀬	
212030790	高山市	岩井町		212031590	高山市	一之宮町山下	
212030900	高山市	丹生川町久手		212031620	高山市	一之宮町奥	
212030920	高山市	丹生川町岩井谷		212031720	高山市	一之宮町岡坂上	
212030930	高山市	丹生川町旗鉾		212031830	高山市	一之宮町段	
212030950	高山市	丹生川町駄吉		21203186002	高山市	久々野町無数河	
212030960	高山市	丹生川町日面		21203186003	高山市	久々野町無数河	
212030970	高山市	丹生川町日影		21203187006	高山市	久々野町久々野	
212030980	高山市	丹生川町芦谷		212031880	高山市	久々野町山梨	
212030990	高山市	丹生川町板殿		212031890	高山市	久々野町大西	
212031000	高山市	丹生川町白井		212031910	高山市	久々野町辻	
212031010	高山市	丹生川町根方		212031920	高山市	久々野町柳島	
212031020	高山市	丹生川町小野		212031930	高山市	久々野町久須母	
212031030	高山市	丹生川町大谷		212031940	高山市	久々野町引下	
212031040	高山市	丹生川町瓜田		21203195010	高山市	久々野町小坊	
212031050	高山市	丹生川町法力		21203195015	高山市	久々野町小坊	
212031060	高山市	丹生川町北方		212031960	高山市	久々野町木蔵洞	
212031080	高山市	丹生川町山口		212031970	高山市	久々野町長湍	
212031100	高山市	丹生川町新張		21203198018	高山市	久々野町渚	
212031120	高山市	丹生川町下保		21203198019	高山市	久々野町渚	
212031140	高山市	丹生川町桐山		212031990	高山市	久々野町阿多粕	
212031150	高山市	丹生川町大萱		212032010	高山市	朝日町見座	
212031160	高山市	丹生川町折敷地		212032020	高山市	朝日町小瀬	
212031180	高山市	丹生川町森部		212032030	高山市	朝日町立岩	
212031190	高山市	丹生川町三之瀬		212032080	高山市	朝日町青屋	
212031200	高山市	丹生川町柏原		212032090	高山市	朝日町寺沢	
212031210	高山市	丹生川町呂瀬金山		212032100	高山市	朝日町浅井	
212031220	高山市	清見町牧分洞		212032120	高山市	朝日町大広	
212031240	高山市	清見町藤瀬		212032140	高山市	朝日町黒川	
212031250	高山市	清見町福寄		212032160	高山市	朝日町一之宿	
212031260	高山市	清見町三ツ谷		212032170	高山市	朝日町桑之島	
212031270	高山市	清見町坂下		212032180	高山市	朝日町西洞	
212031310	高山市	清見町大原		212032190	高山市	朝日町宮之前	
212031330	高山市	清見町大谷		212032210	高山市	高根町阿多野郷	
212031340	高山市	清見町江黒		212032221	高山市	高根町池ヶ洞	
212031350	高山市	清見町池本		212032222	高山市	高根町泰生	
212031360	高山市	清見町二本木		212032250	高山市	高根町上ヶ洞	
212031370	高山市	清見町夏殿		212032280	高山市	高根町中之宿	
212031380	高山市	荘川町大蔵		212032290	高山市	高根町中洞	
212031400	高山市	荘川町三尾河		212032300	高山市	高根町野妻	
212031410	高山市	荘川町寺河戸		212032321	高山市	高根町日和田	
212031420	高山市	荘川町黒谷		212032322	高山市	高根町留之原	
212031430	高山市	荘川町惣則		212032360	高山市	国府町糠塚	
212031440	高山市	荘川町一色		212032380	高山市	国府町瓜嶽	

第二号基礎的電気通信役務一般支援区域

令和6年12月6日指定

三重県

KEYCODE	市区町村名	大字・町名	字・丁目名	KEYCODE	市区町村名	大字・町名	字・丁目名
242012160	津市	芸濃町河内		242042220	松阪市	飯南町上仁柿	
242012170	津市	美里町桂畑		242042230	松阪市	飯南町下仁柿	
242012190	津市	美里町平木		242042270	松阪市	飯南町向粥見	
242012220	津市	美里町高座原		242042310	松阪市	飯高町野々口	
242012230	津市	美里町船山		242042330	松阪市	飯高町赤桶	
242012270	津市	美里町三郷		242042340	松阪市	飯高町田引	
24201279016	津市	白山町川口	市場	242042350	松阪市	飯高町栗野	
24201279017	津市	白山町川口	聖ヶ丘団地	242042360	松阪市	飯高町富永	
24201279022	津市	白山町川口		242042370	松阪市	飯高町宮本	
242012810	津市	白山町大原		242042390	松阪市	飯高町森	
242012820	津市	白山町小杉		242042400	松阪市	飯高町青田	
242012830	津市	白山町藤		242042430	松阪市	飯高町乙葉子	
242012850	津市	白山町真見		242042440	松阪市	飯高町加波	
242012860	津市	白山町二俣		242042450	松阪市	飯高町桑原	
242012870	津市	白山町城立		242042460	松阪市	飯高町月出	
242012880	津市	白山町福田山		242042470	松阪市	飯高町波瀬	
242012890	津市	白山町伊勢見		242042500	松阪市	飯高町落方	
24201290000	津市	白山町山田野		242042520	松阪市	飯高町木橋	
24201291000	津市	白山町八対野		242042530	松阪市	飯高町板谷	
242012920	津市	白山町稲垣		242050950	桑名市	大字上之輪	
242012940	津市	白山町堀内		242081250	名張市	中畑山	
24201299002	津市	白山町三ヶ野		242081410	名張市	神屋	
24201299005	津市	白山町三ヶ野		242081420	名張市	奈垣	
24201300004	津市	白山町二本木		242081430	名張市	布生	
242013020	津市	美杉町八知		242081440	名張市	上長瀬	
242013030	津市	美杉町竹原		242081450	名張市	長瀬	
242013040	津市	美杉町下之川		242090440	尾鷲市	名柄町	
242013050	津市	美杉町下多気		242090490	尾鷲市	曾根町	
242013060	津市	美杉町上多気		242100830	亀山市	加太神武	
242013070	津市	美杉町丹生保		242100850	亀山市	加太北在家	
242013080	津市	美杉町奥津		242100860	亀山市	加太中在家	
242013090	津市	美杉町川上		242110250	鳥羽市	堅子町	
242013100	津市	美杉町三多気		242120010	熊野市	須野町	
242013110	津市	美杉町石名原		242120070	熊野市	波田須町	
242013130	津市	美杉町太郎生		242120210	熊野市	育生町尾川	
242021530	四日市市	四ツ谷町		242120220	熊野市	育生町長井	
242030250	伊勢市	神園町		242120230	熊野市	育生町尾川	
242030260	伊勢市	横輪町		242120310	熊野市	神川町神上	
242030270	伊勢市	矢持町		242120320	熊野市	神川町長原	
242041210	松阪市	蓮花寺町		242120330	熊野市	神川町花知	
242041260	松阪市	柚原町		242120410	熊野市	五郷町和田	
242041270	松阪市	後山町		242120430	熊野市	五郷町桃崎	
242041290	松阪市	与原町		242120440	熊野市	五郷町湯の谷	
242041540	松阪市	勢津町		242120450	熊野市	五郷町大井谷	
242041560	松阪市	阪内町		242120510	熊野市	飛鳥町大又	
242041670	松阪市	嬉野上小川町		242120520	熊野市	飛鳥町小又	
242041680	松阪市	嬉野小原町		242120530	熊野市	飛鳥町小阪	
242041700	松阪市	嬉野合ヶ野町		242120560	熊野市	飛鳥町神山	
242041710	松阪市	嬉野矢下町		242120570	熊野市	紀和町小森	
242041740	松阪市	嬉野滝之川町		242120580	熊野市	紀和町木津呂	

第二種適格電気通信事業者の担当支援区域①

6

- ✓ 令和7年1月、NTT東日本、NTT西日本及びZTVの**3社**が**第二種適格電気通信事業者の指定を申請**※
- ✓ 同年1月29日に開催された第152回情報通信行政・郵政行政審議会に**諮問**し、同年1月30日から2月28日までの間**意見募集**を経て、同年3月26日に開催された第154回において同審議会から**諮問のとおり指定することが適当である旨の答申**。これを踏まえ、同年3月31日付で**3社**を**第二種適格電気通信事業者**として**指定**

※ 法第110条の3の規定に基づく第二種適格電気通信事業者の指定の申請は、総務省において、随時、受け付けている。

- ✓ 併せて、3社の業務区域に含まれる支援区域のうち、それぞれ、**一般支援区域**については**世帯カバー率50%**を、**特別支援区域**については**世帯カバー率10%を超える区域**を、**担当支援区域**※として**指定**

NTT東日本の担当支援区域数：**約13,700町字**
(一般支援区域：約7,600町字 特別支援区域：約6,200町字)

NTT西日本の担当支援区域数：**約6,800町字**
(一般支援区域：約4,300町字 特別支援区域：約2,400町字)

ZTVの担当支援区域数：**約400町字**
(一般支援区域：約300町字 特別支援区域：約100町字)

※ 担当支援区域である**一般支援区域**に係る交付金は、ブロードバンドのユニバーサルサービスの収支が**赤字**の事業者**のみ**が交付を受けられる。

担当支援区域である**特別支援区域**に係る交付金は、ブロードバンドのユニバーサルサービスの収支が**黒字**の事業者**であっても**交付を受けられる。

うち東海地方
・NTT西日本：484町字
(一般：442、特別：42)
・ZTV：114町字
(一般：103、特別：11)

(参考) 全国の支援区域数の合計：**30,650町字** (東日本地域の支援区域数：**13,965町字**、西日本地域の支援区域数：**16,685町字**)

東日本地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

西日本地域：富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

Z T Vの担当支援区域 (一部)

担当支援区域(一般支援区域)

KEYCODE	都道府県名	市区町村名	大字・町名	字・丁目名
242012160	三重県	津市	芸濃町河内	
242012170	三重県	津市	美里町桂畑	
242012190	三重県	津市	美里町平木	
242012220	三重県	津市	美里町高座原	
242012230	三重県	津市	美里町船山	
242012270	三重県	津市	美里町三郷	
24201279016	三重県	津市	白山町川口	市場
24201279017	三重県	津市	白山町川口	聖ヶ丘団地
24201279022	三重県	津市	白山町川口	
242012810	三重県	津市	白山町大原	
242012820	三重県	津市	白山町小杉	
242012830	三重県	津市	白山町藤	
242012850	三重県	津市	白山町真見	
242012860	三重県	津市	白山町二俣	
242012870	三重県	津市	白山町城立	
242012880	三重県	津市	白山町福田山	
242012890	三重県	津市	白山町伊勢見	
24201290000	三重県	津市	白山町山田野	
24201291000	三重県	津市	白山町八対野	
242012920	三重県	津市	白山町稲垣	
242012940	三重県	津市	白山町垣内	
24201299002	三重県	津市	白山町三ヶ野	
24201299005	三重県	津市	白山町三ヶ野	
24201300004	三重県	津市	白山町二本木	
242013020	三重県	津市	美杉町八知	
242013030	三重県	津市	美杉町竹原	
242013040	三重県	津市	美杉町下之川	
242013050	三重県	津市	美杉町下多気	
242013060	三重県	津市	美杉町上多気	
242013070	三重県	津市	美杉町丹生俣	
242013080	三重県	津市	美杉町奥津	
242013090	三重県	津市	美杉町川上	
242013100	三重県	津市	美杉町三多気	
242013110	三重県	津市	美杉町石名原	
242013130	三重県	津市	美杉町太郎生	
242030250	三重県	伊勢市	神箇町	
242030260	三重県	伊勢市	横輪町	
242030270	三重県	伊勢市	矢持町	

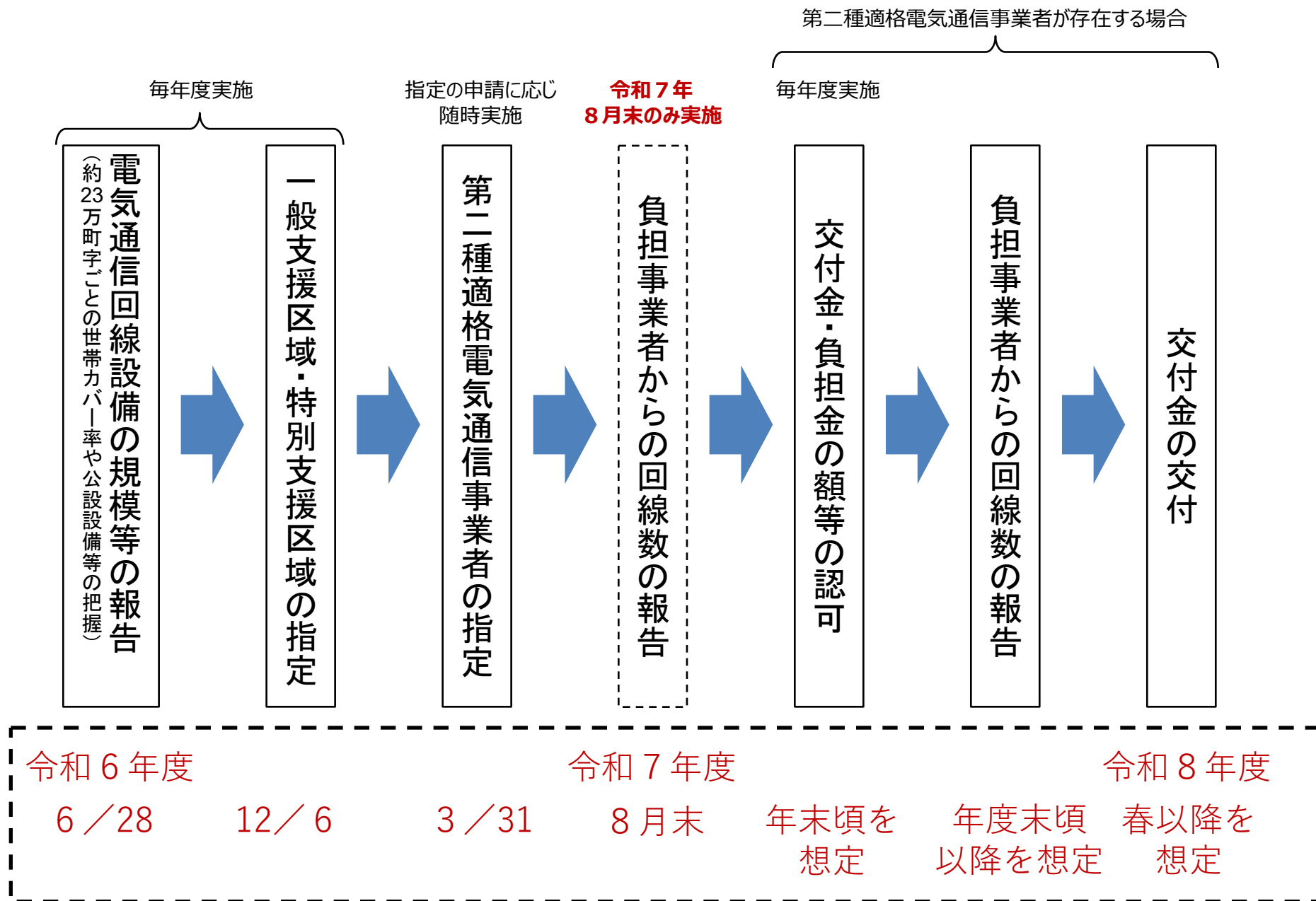
N T T西日本の担当支援区域 (一部)

令和7年3月31日時点

担当支援区域(特別支援区域)

KEYCODE	都道府県名	市区町村名	大字・町名	字・丁目名
21201599103	岐阜県	岐阜市	大洞	三丁目
212030800	岐阜県	高山市	大島町	
212170930	岐阜県	飛騨市	神岡町石神	
212170940	岐阜県	飛騨市	神岡町伊西	
212170950	岐阜県	飛騨市	神岡町岩井谷	
212171010	岐阜県	飛騨市	神岡町柏原	
212171120	岐阜県	飛騨市	神岡町巢山	
212171280	岐阜県	飛騨市	神岡町伏方	
212171420	岐阜県	飛騨市	神岡町和佐保	
21219026001	岐阜県	郡上市	安久田	
215210020	岐阜県	御嵩町	謡坂	
215210030	岐阜県	御嵩町	大久後	
215210040	岐阜県	御嵩町	小原	
215210180	岐阜県	御嵩町	前沢	
22101140000	静岡県	静岡市葵区	東	
221012280	静岡県	静岡市葵区	大間	
221012560	静岡県	静岡市葵区	口坂本	
22137012001	静岡県	浜松市天竜区	横山町	安蔵
22137012002	静岡県	浜松市天竜区	横山町	大井平
22137022005	静岡県	浜松市天竜区	熊	石打
22137039011	静岡県	浜松市天竜区	佐久間町浦川	地八
22137039012	静岡県	浜松市天竜区	佐久間町浦川	和山間
22137048003	静岡県	浜松市天竜区	佐久間町大井	仙戸
221370510	静岡県	浜松市天竜区	春野町胡桃平	
221370690	静岡県	浜松市天竜区	春野町石切	
22137072005	静岡県	浜松市天竜区	水窪町地頭方	地双
22137073002	静岡県	浜松市天竜区	水窪町山住	河内浦
22137074012	静岡県	浜松市天竜区	龍山町大嶺	大嶺(平沢)
222061000	静岡県	三島市	三島	
222077300	静岡県	富士宮市	麓	
22210147027	静岡県	富士市	中之郷	かぎあな
222130650	静岡県	掛川市	中西之谷	
22222054038	静岡県	伊豆市	土肥	
222220870	静岡県	伊豆市	地藏堂	
222220950	静岡県	伊豆市	城	
222220960	静岡県	伊豆市	冷川	
222221010	静岡県	伊豆市	冷川	
222250420	静岡県	伊豆の国市	田中山	

BBユニバ制度における今後の交付金の交付までの一連の流れ



1. ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の概要
2. 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律について

電話のユニバーサルサービス (第一号基礎的電気通信役務)

固定
電話



公衆
電話



緊急
通報



〔ワイヤレス固定電話含む。〕 〔第一種公衆電話及び災害時用公衆電話〕 (110,118,119)



※携帯電話等は、ユニバーサルサービスではない。

- 契約約款の届出義務
- 役務提供義務
- 技術基準適合維持義務

携帯電話
事業者



固定電話
事業者



I P 電話
事業者



第一種適格電気通信事業者
NTT東日本及びNTT西日本を指定

63.7億円
(令和6年度認可)

NTT持株、NTT東日本、NTT西日本

※サービス提供は、NTT東日本、NTT西日本が実施

**該当する
サービス**

**ユニバ提供
事業者に
対する
業務規律**

**負担
事業者**

**支援対象
事業者**

交付金

**ユニバ提供
の責務**

ブロードバンドのユニバーサルサービス (第二号基礎的電気通信役務)

ブロードバンドサービス

(FTTH、CATVインターネット(HFC方式)、ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)※)



※固定通信サービス向けに専用の無線回線(例：地域BWAやローカル5G)を用いて提供するもの。

- 契約約款の届出義務※1, ※2
 - 役務提供義務
 - 技術基準適合維持義務
- ※1 契約数が30万を超える事業者
※2 特段の合意がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可能

固定ブロードバン
ドサービス事業者



モバイルブロードバン
ドサービス事業者



第二種適格電気通信事業者
NTT東日本、NTT西日本及びZTVを指定

令和8年度までに交付金の運用を開始する
新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版
(令和6年6月21日 閣議決定)

なし

1. 最終保障提供責務の導入等に向けて検討が必要な事項 「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申の概要

1. **ユニ**ニバーサルサービスの確保の在り方

- 誰もが取り残されずに「ブロードバンド」が利用できる環境を整備
- メタル回線の縮退を見据えて「電話」が全国であまねく利用できる環境を効率的に確保

2. **公**正競争の確保の在り方

- 技術の進展等を踏まえてNTT東西の経営の自由度を向上（業務範囲）
- 我が国の通信全体を支えるNTTの通信インフラの適切な設置・維持を確保等

3. **国**際競争力の強化の在り方

- グローバル市場の獲得に向けた官民による戦略的・総合的な取組

4. **経**済安全保障の確保の在り方

- 外資総量規制と個別投資審査の両輪によるNTTの経営から外国の影響力を排除

5. **N**TTに関する担保措置等の在り方

- NTTの業務・責務の適切な履行を担保

最終答申 ユニバーサルサービスの確保の在り方①

－誰もが取り残されずに「ブロードバンド」が利用できる環境を整備－

- ブロードバンドは、デジタル社会の基幹インフラ。誰もが利用できる環境を確保するため、「**未整備地域**（約5万世帯）の**解消**」と「**公設光ファイバ**（501市町村・約150万世帯以上）の**民設移行の促進**」が課題。
- この解決には、「整備費」への予算補助、「維持費」への交付金（関係事業者が負担金を拠出）の補填等はあるが、**電話と異なり、提供者がいない地域でブロードバンドを提供する責務を担う者がいない状況**。
- また、**不採算地域の効率的なカバー**には、有線（光ファイバ）だけでなく、**無線**（モバイル網）の**積極的な活用**が必要。

取組の方向性

- 固定ブロードバンドが、**全国あまねく利用できる環境を整備**するため、**以下の取組**を行うことが適当。
 - ① 各地域で複数事業者がサービス提供している状況等を踏まえ、ブロードバンドを提供する責務として、**最終保障提供責務**（他事業者が提供していない地域において利用希望者に対し提供する責務）を**新設**する（※）。

※ 当該責務の履行に係る費用を補填するため、交付金制度の見直しを行う。
 - ② 最終保障提供責務の担い手は、**適格電気通信事業者**（申請により指定を受けて交付金を受ける者）が**いる地域では適格電気通信事業者とし、適格電気通信事業者がいない地域ではNTT東西とする**。
 - ③ 責務の担い手が、局舎の貸出し等の**協力を求めた場合は**、近隣の事業者には、その**協議に応じる義務**を課す。
 - ④ 無線による効率的なカバーを可能とするため、（混雑による品質低下の懸念が少ない）**不採算地域等**に限り、**モバイル網による固定ブロードバンド**（ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型））を**ユニバーサルサービスに追加**する。
 - ⑤ 料金の低廉性確保のため、**都市部以外では、都市部を上回る料金の設定を原則禁止**する。

－メタル回線の縮退も見据えて「電話」が全国あまねく利用できる環境を効率的に確保－

- NTT東西のメタル回線設備は2035年頃に維持限界の見込み。メタル回線による固定電話(メタル固定電話)の契約数は減少傾向にあるが、当面は相当数残存(2030年:約730万)するため、既存利用者を保護しつつ、円滑な移行促進が必要。
- 計画的移行は当面しないため、利用者減で収入は減少する一方、設備費は大きく変わらず、今後、NTT東西の赤字は拡大見込み。交付金肥大化による国民負担の増加を回避するため、無線の活用等による効率的な提供も必要。
- また、利用実態等を踏まえ、居住地域での携帯電話をユニバーサルサービスに位置付けるかどうかも論点。

取組の方向性

- 固定電話全体の契約数は5千万件超。引き続き固定電話のあまねく提供を効率的に確保するとともに、メタル固定電話の利用者の移行先を拡大し、メタル回線設備の円滑な縮退を図る観点から、以下の取組を行うことが適当。
 - ① 無線による効率的な提供と既存利用者の移行先を確保するため、モバイル網固定電話(モバイル網による固定電話)をユニバーサルサービスに追加する。
 - ② ①により、固定電話の提供者に携帯電話事業者も加わり、複数事業者が連携した効率的なエリアカバーが可能となるため、電話のあまねく提供責務(他事業者の提供地域でも提供責務を負う)は、最終保障提供責務に見直す。
 - ③ 責務の担い手、近隣事業者の協議応諾義務、料金規制はブロードバンドの場合と同様とする。なお、利用者保護のため、メタル固定電話の利用者の残存区域では、NTT東西の業務区域の縮小は制限する。
 - ④ NTTは、メタル回線設備の移行計画を早急に策定し、総務省は、関係者の意見等を聴きながら検証する。
- 携帯電話をユニバーサルサービスとすることは、各社が自主的に整備を進める中でその経営状況に鑑みると交付金での補填に理解が得られにくく、技術的課題もあること等から、今後の技術の進展等を踏まえ、継続検討が適当。

ユニバーサルサービスについて他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、NTT東西の業務の範囲を見直す等の措置を講ずる。

1. ユニバーサルサービスの確保

- NTTの電話のあまねく提供責務を見直し、電話・ブロードバンドともに、複数事業者が連携して全国をカバーする最終保障提供責務※を設ける。

※責務の担い手は、適格電気通信事業者（申請により指定を受けて交付金を受ける者）がいる地域では適格電気通信事業者、適格電気通信事業者がいない地域ではNTT東西

（あまねく提供責務：他事業者の提供地域を含め、全国あまねく提供する責務
最終保障提供責務：誰も提供していない地域でのみ、提供する責務）

2. NTT東西の業務範囲規律の見直し

- NTT東西の県域業務規制（本来業務を県内通信を扱う業務に限定）は撤廃するなど、業務範囲の規制を緩和する。

3. 通信インフラの維持・確保

- NTT東西の線路敷設基盤（電柱・管路等）の譲渡等を認可対象とする。
- インフラシェアリング事業者※について、適正・公平な利用等を担保した上で、公益事業特権（土地等の使用に係る権利）を付与する。

※基地局用の鉄塔等を携帯電話事業者に貸し出す事業を行う者

4. 電気通信番号制度の見直し

- 番号使用計画の認定の欠格事由に特殊詐欺犯（詐欺罪等）を追加する。

等

I 最終保障電気通信事業者に関する規定の整備

- ① 複数の電気通信事業者によりユニバーサルサービスのあまねく日本全国における提供を確保するため、NTTの電話のあまねく提供責務は見直し、電話・ブロードバンドともに、提供者がいない地域に限り責務を負う**最終保障提供責務**を設ける。
- ② **最終保障提供責務の担い手**（最終保障電気通信事業者）は、**適格電気通信事業者がいる地域は適格電気通信事業者、それ以外の地域はNTT東西**とする。
- ③ 最終保障提供責務の円滑な履行に資するため、**基礎的電気通信役務台帳**や、その提供の求めがあった場所（提供場所）に**提供者がいるかどうかの確認（役務提供確認）**の**手続等**を整備する。
- ④ 最終保障提供責務に基づくユニバーサルサービス（最終保障電気通信役務）の円滑な提供のため、**近隣の電気通信事業者は、局舎の貸出し等の必要な協力をしなければならないこととし、その協議に応じる義務を課す。**

II 交付金制度に関する規定の整備

- ① **最終保障電気通信役務の提供**について、**交付金により必要な支援を行うこととする。**
※このため、適格電気通信事業者がいない地域におけるNTT東西による最終保障提供責務に係る交付金について、総務大臣の確認制度を設ける。
- ② **電話の交付金制度**について、**複数の適格電気通信事業者が担当支援区域の指定を受ける制度へと変更する等、交付金制度に関し、最終保障提供責務の導入等に伴い必要な規定を整備する。**

III 利用者保護等に関する規定の整備

- ① 電気通信事業者の撤退による利用者の不測の事態を回避し、利用者の利益を保護するため、ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等について、**利用者への事前周知の義務**を課す。
- ② ユニバーサルサービスの料金の低廉性確保のため、**地方における都市部より高い料金設定を原則禁止**する。また、電話について、多様な条件による提供を可能とするため、**相対契約を解禁**する。

電話のユニバーサルサービス (第一号基礎的電気通信役務)

固定
電話



公衆
電話



緊急
通報



〔ワイヤレス固定電話 及び
モバイル網固定電話 含む〕 〔第一種公衆電話及び
災害時用公衆電話 〕 (110,118,119)



※携帯電話等は、ユニバーサルサービスではない。

- 契約約款の届出義務※
(地方における都市部より高い料金設定の原則禁止)
- 役務提供義務
- 技術基準適合維持義務

※ 特段の合意がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可

第一種適格電気通信事業者 (担当支援区域)
NTT東西 (担当支援区域以外の場合)

63.7億円 (令和6年度認可)

携帯電話
事業者



固定電話
事業者



IP電話
事業者



- 担当支援区域：**第一種適格電気通信事業者**
- 担当支援区域以外の区域：**NTT東西**

ブロードバンドのユニバーサルサービス (第二号基礎的電気通信役務)

ブロードバンドサービス

(FTTH、CATVインターネット(HFC方式)、
ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)※1、
ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)※2)



- ※1 固定通信サービス向けに専用の無線回線
(例：地域BWAやローカル5G)を用いて提供するもの。
- ※2 携帯電話サービス向けの無線回線を用いて提供するもの。

- 契約約款の届出義務※1, ※2
(地方における都市部より高い料金設定の原則禁止)
- 役務提供義務
- 技術基準適合維持義務

- ※1 契約数が30万を超える事業者
- ※2 特段の合意がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可

第二種適格電気通信事業者 (担当支援区域)
NTT東西 (担当支援区域以外の場合)

令和8年度までに交付金の運用を開始

固定ブロードバンド
サービス事業者



モバイルブロードバンド
サービス事業者



- 担当支援区域：**第二種適格電気通信事業者**
- 担当支援区域以外の区域：**NTT東西**

該当する
サービス

ユニバ提供
事業者に
対する
業務規律

支援対象
事業者

交付金
(現行制度)

負担
事業者
(現行制度)

最終保障
提供責務

電気通信事業法

電気通信事業法

※ 赤字部分が今回の見直しによる改正箇所

1. (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

- ① ワイヤレス固定電話の提供地域の扱い
- ② ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱い
- ③ ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の扱い
- ④ 関連規定における新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

1. (2) 最終保障提供責務の履行の在り方

- ① 基礎的電気通信役務の区分、基礎的電気通信役務台帳の整備に関する事項
- ② 最終保障提供責務の履行に係る手続等に関する事項
- ③ 最終保障電気通信役務に係る契約約款への記載事項
- ④ 近隣電気通信事業者の協力義務に関する事項

1. (3) ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

- ① ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出に関する事項
- ② 地方における都市部より高い料金設定の禁止に関する事項

1. (4) 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

- ① 最終保障電気通信役務の交付金制度の在り方
- ② 最終保障提供責務の導入等に伴う電話の交付金制度の見直し
- ③ 最終保障提供責務の導入等に伴うブロードバンドの交付金制度の見直し

- 「令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方」答申（令和7年4月）において、**令和7年度以降における電話の交付金の算定方法の在り方について検討を進める**こととされている。
- 「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」答申（令和4年9月）において、第一種公衆電話の設置に係る補填額の差額が撤去費用を上回ることとなった場合に、**災害時用公衆電話への補填を開始すること及び補填額の算定方法について検討**を行うべきであるとされている。

2. （1）令和7年度以降の電話の交付金の算定方法

- ① 令和7年度以降における電話の交付金の算定方法

2. （2）災害時用公衆電話の補填の開始に関する事項及び具体的な補填額の算定方法

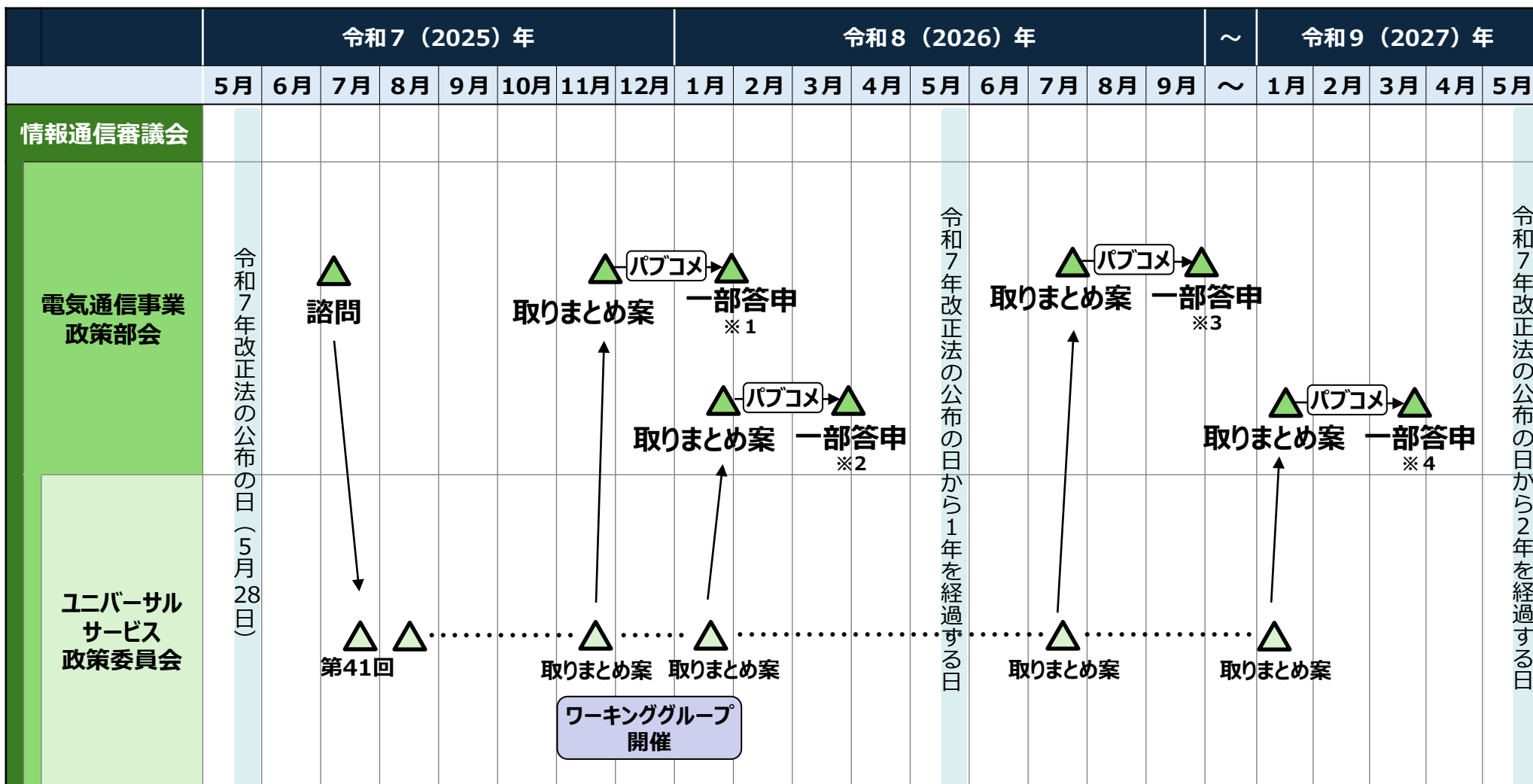
- ① 災害時用公衆電話の補填の開始に関する事項
- ② 災害時用公衆電話の具体的な補填額の算定方法

3. ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関する事項

- 令和4年改正法附則において、**施行後3年**（令和8年6月）を経過した場合において、改正後の**施行状況について検討**を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。
- 「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申（令和6年3月）において、**引き続き検討・見直しを行うことが適当とされた事項等**について、**今後更に必要な議論を進め、深めることが適当**とされている。

3. （1）令和4年改正法の施行後3年の施行状況等の検討に関する事項

- ① 令和4年改正法の施行後3年の施行状況等の検討に関する事項
- ② ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の導入時等に継続検討が適当とされた事項



※1 最終保障提供責務の導入等に向けて速やかに対応が必要なもの

2026年1月目途

※2 令和7年度以降の電話の交付金の算定方法、災害時用公衆電話の補填の開始に係るもの

2026年3月目途

※3 最終保障提供責務の導入等に向けて対応が必要なもの

2026年9月目途

※4 令和4年改正法の施行後3年の施行状況等に関するもの

2027年3月目途

■ 最終答申の内容

- メタル固定電話は、2030年頃でも多数の利用者（約730万）の残存が見込まれるため、既存利用者保護の観点から、当面は**固定電話の単体利用をユニバーサルサービスとして保障**することが適当。
 - **固定電話の確保**には、効率化やメタル設備の縮退促進等の観点から、**モバイル網の更なる活用が必要**。ワイヤレス固定電話については、**提供地域を不採算地域に限定する規律を緩和**し、モバイル網固定電話については、効率的な提供の確保のため、一定の技術基準を検討した上で、**ユニバーサルサービスに位置付ける**ことが適当※。
- ※ 「緊急通報時に、住所情報、通報者が使用する0ABJ番号及び氏名が通知される機能」が、普及段階に実装が確実に実現するように検討を進めることが適当。
- **ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）**は、無線の積極的活用によりブロードバンドの効率的な提供を図るため、**ユニバーサルサービスに位置付ける**ことが適当だが、時間と場所により品質が安定しない場合があるため、混雑が生じにくく、かつ、効率的な提供の確保の必要性が高い**未整備地域等に限定**することが適当。

主な検討事項

- ① **ワイヤレス固定電話の提供地域の扱い**
 - ワイヤレス固定電話の提供地域を限定する規律の緩和の在り方
- ② **ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱い**
 - モバイル網固定電話の技術基準の在り方
- ③ **ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の扱い**
 - サービスの性質を踏まえたユニバーサルサービスとしての範囲の在り方
- ④ **関連規定における新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い**
 - 卸電気通信役務による提供の場合の扱い、NTT東西の自己設置要件の扱い
 - ブロードバンドの交付金制度の「一者以下要件」における扱い、交付金の算定における扱い

- モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けるに当たり、以下の基本的な考え方を踏まえ、技術基準の具体的な検討を進めることとしてはどうか。

1. 従来、電話のユニバーサルサービスとして、NTT東西にあまねく日本全国における提供を確保することが義務付けられてきた**メタル固定電話**については、現在、その**契約数が減少し続けており**、また、その提供に用いられる**メタル回線設備が2035年頃に維持限界**を迎え、縮退が予定されている。このため、残存する**メタル固定電話の利用者の移行先を確保することが必要**となり、その**移行先としては**、メタル固定電話を提供できない場合の代替手段であり、同等の品質等を有する**光回線電話やワイヤレス固定電話がその候補**となり得る。
2. 他方、電話のサービスを巡っては、携帯電話や通話アプリなどの普及に見られるように、ユニバーサルサービスとして利用が保障されるアナログ固定電話よりも、**低廉な料金のサービスの利用が進み、その品質や機能が広く国民に受容**されているところであり、従来の**メタル固定電話並のサービス水準の維持は必要不可欠とまでは捉えられていない**と考えられる。
3. こうした中、「**モバイル網固定電話**」は、MNOがモバイル網を利用した比較的**低廉な固定的な電話サービス**であり、現行制度ではその技術基準は存在せずその品質や機能についてはメタル固定電話とは差異があるものの、**通常の利用に支障を来さないものとして広く国民に受容**されているものであることに鑑み、情報通信審議会において、メタル回線設備の縮退後の移行先の1つとして、**ユニバーサルサービスに位置付けることが適当と整理**されたものである。
4. 今後、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスとして位置付けるに当たっては個別に技術基準を策定する必要があるが、その際、メタル固定電話や携帯電話などの技術基準や緊急通報として求めている基準等も参照しながらも、
 - ①従来の**メタル固定電話並のサービス水準が必要不可欠なものとして受け止められていない**ことや、
 - ②本サービスが各社の創意工夫によって**比較的低廉に既に提供されているサービス**であること、さらには、
 - ③緊急通報受理機関側の事情等も勘案し、ユニバーサルサービスとしての三要件である**不可欠性、低廉性及び利用可能性にも沿った技術基準となるよう検討を進める必要**がある。
5. なお、類似の携帯電話網を利用するワイヤレス固定電話については、当初、本サービスは不採算地域におけるメタル固定電話の代替手段として認められたものであり、技術基準もその前提で策定されたものであるところ、今後も引き続きNTT東西によってワイヤレス固定電話が提供されることや、同者から技術基準の見直しの要望がないことも踏まえ、その技術基準の維持について確認することが適当である。

■ 最終答申の内容

- **電話及びブロードバンド**について、「複数の事業者が連携してエリアカバーすること」を前提とする**最終保障提供責務**を導入することが適当。
- **最終保障提供責務**について、**適格電気通信事業者がいる地域では適格電気通信事業者が担い、適格電気通信事業者がいない地域ではNTTが担うことが適当。**
- 最終保障提供責務を担う者が、その**責務の履行の要否を確認できるようにするため**、他事業者の協力を得ながら、**他事業者の業務区域や役務提供義務の有無等を確認できる仕組みを設けることが適当。**
- 最終保障提供責務の迅速かつ円滑な履行を図るため、責務を担う事業者が、設備の貸出し等について近隣の事業者に必要な協力を求めた場合は、**当該近隣事業者には、その協議に応じる義務を課することが適当。**

■ 令和7年改正法による改正の内容

【最終保障提供責務の創設】

- 複数の電気通信事業者によりユニバーサルサービスのあまねく日本全国における提供を確保するため、NTTの**電話のあまねく提供責務は見直し、電話・ブロードバンドともに、ユニバーサルサービスの提供の求めがあった場合において、その提供の求めがあった場所（提供場所）において当該ユニバーサルサービスと同一の区分のユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者（区域内電気通信事業者）がいないときに提供の義務を負う最終保障提供責務**を設ける。
- 最終保障提供責務の担い手（最終保障電気通信事業者）は、**適格電気通信事業者がいる地域は適格電気通信事業者、それ以外の地域はNTT東西とする。**

【最終保障提供責務の円滑な履行に係る手続等】

- 最終保障提供責務の円滑な履行に資するため、**基礎的電気通信役務台帳**や、その提供の求めがあった場所（提供場所）に**区域内電気通信事業者がいるかどうかの確認（役務提供確認）の手続等**を整備する。

- 具体的には、以下の規定を整備する。

① 総務大臣は、**基礎的電気通信役務の区分ごと、地域単位区域**（全国を一定の地域の単位に分けた区域をいう。以下同じ。）ごとに、提供場所が所在する区域を**業務区域に含む電気通信事業者**（区域内電気通信事業者）を記載した**基礎的電気通信役務台帳を作成・公表**する。

② **最終保障電気通信事業者**は、ユニバーサルサービスの提供の求めがあった場合において、**基礎的電気通信役務台帳に区域内電気通信事業者が記載されているか否かを確認**し、記載されていることを確認したときは、速やかに、記載がある**全ての区域内電気通信事業者**に対し、**役務提供確認をしなければならない**。

③ **区域内電気通信事業者**は、速やかに、提供の求めがあったユニバーサルサービスと同一の区分のユニバーサルサービスを**提供するか否かについて回答**しなければならない。

※区域内電気通信事業者は、**正当な理由がない限り、ユニバーサルサービスの提供をしなければならない**。

④ **最終保障電気通信事業者**は、全ての区域内電気通信事業者から回答を受けたときは、速やかに、**ユニバーサルサービスを提供する者等**を提供の求めをした者に通知しなければならない。

※最終保障電気通信事業者は、**特にやむを得ない理由がない限り、ユニバーサルサービスの提供をしなければならない**。

【最終保障電気通信役務に係る契約約款への記載事項】

- 最終保障提供責務に基づくユニバーサルサービス（最終保障電気通信役務）の提供は、通常のサービスの提供とはその手続等が異なることを踏まえ、利用者の利益の保護のため、**最終保障電気通信事業者は、最終保障電気通信役務の提供の終了の手続等について、契約約款に適正かつ明確に定めなければならないこととする**。

【近隣電気通信事業者の協力義務】

- 最終保障電気通信役務の円滑な提供のため、近隣電気通信事業者は、**局舎の貸出し等の必要な協力をしなければならない**、最終保障電気通信事業者から必要な協力に関する協定等の締結に関する協議の申し入れがあったときは、**正当な理由がある場合を除き、その協議に応じなければならないこととする**。
- 当該協定等の締結に関し、**協議開始・再開命令及びあっせん・仲裁等の制度を設ける**。

① 基礎的電気通信役務の区分、基礎的電気通信役務台帳の整備に関する事項

- 基礎的電気通信役務の区分となる電話のユニバーサルサービス（第一号基礎的電気通信役務）の種別
- 基礎的電気通信役務台帳の作成の単位となる地域の単位（地域単位区域の範囲）
- 基礎的電気通信役務台帳の記載事項

② 最終保障提供責務の履行に係る手続等に関する事項

- 最終保障提供責務の発生要件（「正当な理由」及び「特にやむを得ない理由」の内容）
- 役務提供確認の具体的な方法、期限

③ 最終保障電気通信役務に係る契約約款への記載事項

- 最終保障電気通信役務に関し契約約款に記載すべき事項、その変更命令の要件

④ 近隣電気通信事業者の協力義務に関する事項

- 近隣電気通信事業者の必要な協力の内容
- 近隣電気通信事業者が協力を拒否することができる正当な理由の内容

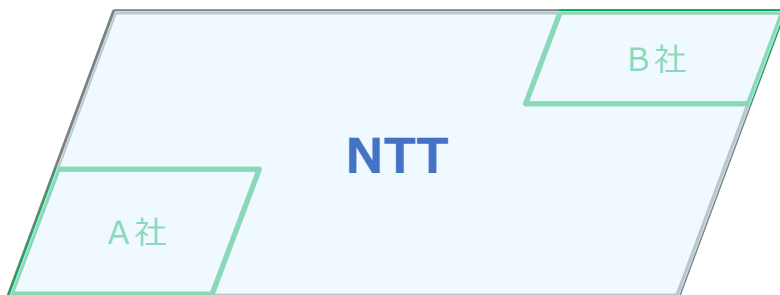
- 電話やブロードバンドの全国あまねく提供を効率的に確保するため、**NTTのみに課せられている電話のあまねく提供責務は見直し、電話・ブロードバンドともに、複数の事業者が連携してカバーして、他事業者がない地域のみ提供の責務を負う「最終保障提供責務」を創設。**

見直し前

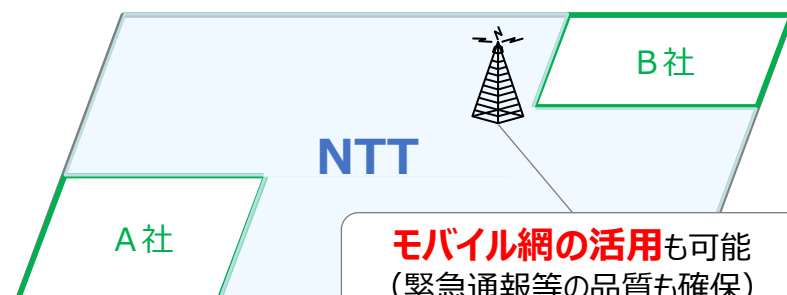
見直し後



NTTのみが、
他事業者がいる地域でも提供の責務を負う
「あまねく提供責務」



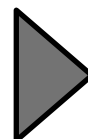
複数の事業者が連携してカバーし、
NTTが**他事業者がない地域のみ提供の責務を負う**
「最終保障提供責務」



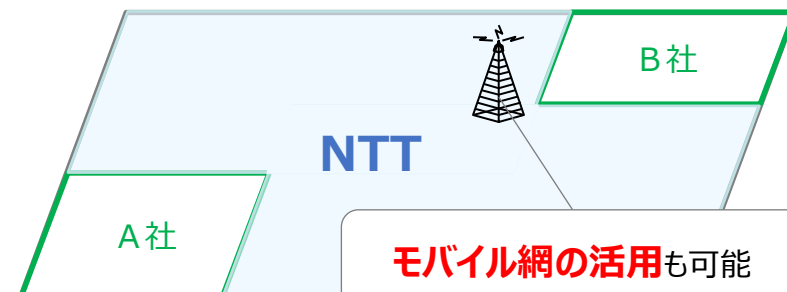
ブロード
バンド

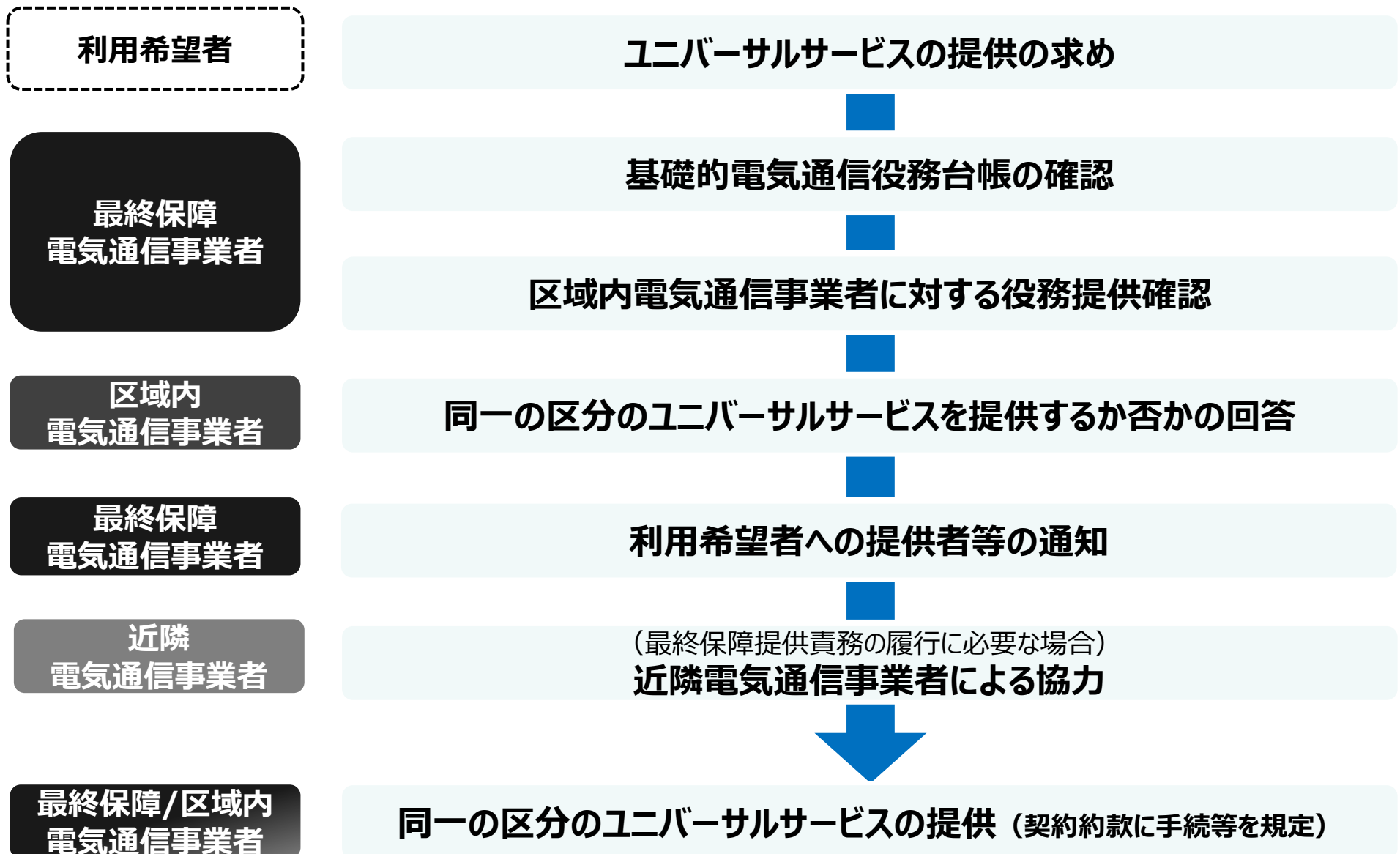


NTTを含め、
提供責務を負う事業者はいない



複数の事業者が連携してカバーし、
NTTが**他事業者がない地域のみ提供の責務を負う**
「最終保障提供責務」





- 「最終保障提供責務」は、ユニバーサルサービスの提供の求めがあった場所（**提供場所**）において、同一の区分のユニバーサルサービスを提供する**他事業者がいない場合に、同一の区分のユニバーサルサービスの提供の責務を負うもの**であり、**回線設備等を設置していなくともこれを提供する必要が生じる**。
- このため、最終保障提供責務を担う「**最終保障電気通信事業者**」に加え、関係する電気通信事業者（「**区域内電気通信事業者**」や「**近隣電気通信事業者**」）において、それぞれ役割が生じる。

最終保障電気通信事業者（第25条の2第3項第1号）

- **適格電気通信事業者**（申請により指定を受けて交付金を受ける者）**がいる地域では適格電気通信事業者**
適格電気通信事業者がいない地域ではNTT東西
- **最終保障提供責務を担う者**

区域内電気通信事業者（第25条の2第3項第5号）

- **提供場所が所在する区域において、自ら設置する回線設備等を用いて同一の区分のユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者**
- 最終保障電気通信事業者は、区域内電気通信事業者に対し、提供場所でユニバーサルサービスを提供するか否か（他事業者がいるか否か）を確認（**役務提供確認**）し、区域内電気通信事業者は、これに**回答する義務**が生じる

近隣電気通信事業者（第25条の4第1項）

- **提供場所の近隣を業務区域の範囲に含む電気通信事業者** ※ユニバーサルサービス以外のサービスを提供する場合を含む
- 最終保障電気通信事業者が、最終保障提供責務の履行に関し局舎の貸出し等の**必要な協力を求めた場合、これに応ずる義務**が生じる

■ 最終答申の内容

【ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出】

- 既存事業者の撤退による空白期間を回避するため、**都道府県より小さな単位での業務区域の縮小を事前周知・届出の対象に追加**するなど、**必要な見直しに取り組むことが適当**。

【地方における都市部より高い料金設定の禁止】

- **ユニバーサルサービスの料金**については、都市部では競争を通じた料金の低廉化が期待できる一方、都市部以外の地域では競争が期待しにくく、加えて整備費・維持費が高いことから、料金を高くするおそれ等を踏まえ、**都市部以外の地域で都市部を上回る料金設定を原則認めない規律を課すことが適当**。

■ 令和7年改正法による改正の内容

【ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出】

- **自ら設置する回線設備等を用いてユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者の撤退**により、ユニバーサルサービスが提供されない空白期間が生じれば利用者に不測の不利益が生じるため、ユニバーサルサービスに係る**業務区域の減少等の周知及び届出義務を強化**する。
- 具体的には、**都道府県単位より狭い範囲**であっても、利用者の利益に及ぼす影響が比較的に少ない場合以外は周知及び届出義務の対象とするほか、**1年以上前までに周知及び届出**をすることを義務付ける。

【地方における都市部より高い料金設定の禁止】

- **契約約款**において、**特別の事情がある場合を除き、都市部以外の地域で都市部を上回る料金を設定**することを**禁止**する。

① ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出に関する事項

- 周知及び届出義務の例外の範囲（利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして例外となる地理的範囲等）
- 周知及び届出の期限
- 周知及び届出の内容

② 地方における都市部より高い料金設定の禁止に関する事項

- 地方における都市部より高い料金設定の禁止の具体的な内容
- 例外として認められる特別な事情

■ 最終答申の内容

【電話の交付金制度】

- 当面は、内部相互補助をベースとして赤字額の一部を補填する**現行制度を基本に維持し、最終保障提供責務への見直し等に伴い必要な補正があれば行うこととすることが適当。**

【ブロードバンドの交付金制度】

- **NTTの最終保障提供責務の履行が必要な地域**は、他事業者のサービス提供が受けられない地域であり、サービス提供に際して大幅な赤字が生じる地域として、**特別支援区域と同等の補填**（効率性等を考慮した上で原則全額補填）**をすることが適当。**

■ 令和7年改正法による改正の内容

【最終保障電気通信役務の交付金制度の創設】

- **電話・ブロードバンドともに、最終保障電気通信役務の提供により生じる赤字を補填するための交付金を創設する。**

※このため、適格電気通信事業者がいない地域におけるNTT東西による最終保障提供責務に係る交付金について、総務大臣の確認制度を設ける。

【最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の見直し】

- **電話の交付金制度については、複数の事業者によるユニバーサルサービスの確保に対応できるようにするため、ブロードバンドの交付金制度と同様に、担当支援区域を指定する制度に見直す。**
- **適格電気通信事業者は、新たに最終保障提供責務を負うこととなるため、その指定の範囲を自ら設定できるようにするなど、適格電気通信事業者の指定制度を見直す。**
- **その他、電話・ブロードバンドの交付金制度について、最終保障提供責務の導入等に伴い必要な規定を整備する。**

① 最終保障電気通信役務の交付金制度の在り方

- 最終保障電気通信役務の交付金の支援対象
- 最終保障電気通信役務の交付金の算定方法
- 最終保障電気通信役務の交付金の交付のための具体的な手続

② 最終保障提供責務の導入等に伴う電話の交付金制度の見直し

- 担当支援区域制度における担当支援区域の単位
- 指定基準の見直し等、最終保障提供責務の導入等を踏まえた第一種適格電気通信事業者の指定手続の見直し
- 最終保障提供責務の導入等を踏まえた電話の交付金の算定方法の見直し

③ 最終保障提供責務の導入等に伴うブロードバンドの交付金制度の見直し

- 指定基準の見直し等、最終保障提供責務の導入等を踏まえた第二種適格電気通信事業者の指定手続の見直し
- 最終保障提供責務の導入等を踏まえたブロードバンドの交付金の算定方法の見直し

適格電気通信事業者の交付金制度

NTT東西の 最終保障電気通信役務の提供に 係る交付金制度

交付金の内容

担当第一種支援区域に係る赤字を補填
(**全体収支の赤字額が条件**)

最終保障電気通信役務の提供に係る
赤字を補填

適格電気通信 事業者の指定 等

申請により、適格電気通信事業者及び
担当第一種支援区域を指定
(収支の公表、**他の担当第一種支援区域でないこと、
一定の規模を超えるエリアカバー**等が要件)
※申請・指定に係る区域は**限定可**

地域会社の確認
(収支の公表、最終保障電気通信役務を
提供していること等が要件)

交付金の交付

交付金の額 (**区分ごと**) を算定・認可
〔**・原価・収益**は、省令で定める方法で算定〕

交付金の額 (**区分ごと**) を算定・認可
〔**・原価・収益**は、省令で定める方法で算定〕

負担金の徴収

政令で定める事業規模の電気通信事業者から負担金を徴収

※**赤枠・赤字**部分が改正事項

適格電気通信事業者の交付金制度

一般支援区域

特別支援区域

NTT東西の
最終保障電気通信役務の提供に
係る交付金制度

交付金の内容

担当第二種支援区域
に係る赤字を補填
(全体収支の赤字額が条件)

担当第二種支援区域
に係る赤字を補填

最終保障電気通信役務の提供に係る
赤字を補填

区域の指定

事業者の数が一者以下
(例外あり) の
赤字区域を指定

事業者の数が一者以下
(例外あり) の
著しい赤字区域を指定

—

適格電気通信
事業者の指定
等

申請により、適格電気通信事業者及び
担当支援区域を指定
(収支の公表、他の担当第二種支援区域でないこと、
一定の規模を超えるエリアカバー等が要件)
※申請・指定に係る区域は**限定可**

地域会社の確認
(収支の公表、最終保障電気通信役務を
提供していること等が要件)

交付金の交付

交付金の額(区分ごと)を算定・認可
〔
・原価・収益は、省令で定める方法で算定
〕

交付金の額(区分ごと)を算定・認可
〔
・原価・収益は、省令で定める方法で算定
〕

負担金の徴収

政令で定める事業規模の電気通信事業者から負担金を徴収